

VI

「取組支援」の記載例を参考に 事業報告等と有報の 一体的開示のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士 大屋敷 知子

【この章のエッセンス】

●平成30年12月28日に、関係省庁より、今後、一体的開示を行うおうとする企業が参考にできる2つの記載例が公表された。

●記載例1は有価証券報告書を、記載例2は事業報告等を基礎としているが、作業工数の削減や株主投資者との建設的な対話の促進という観点からは、記載例1のような一体書類の作成を試行する企業の増加が期待される。

はじめに

「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示(以下、「一体的開示」という)に関しては、これまで一体的開

示をより容易とするための環境整備に向けた取組みが進められてきた。

また、平成30年6月15日に閣議決定された「未来投資戦略2018」を受け、関係省庁は、一体的開示を行うおうとする企業の試行的取組みを支援するための方策を、当該企業および投資家とともに検討していたが、今回その検討内容を取りまとめたものとして、平成30年12月28日に、内閣官房、金融庁、法務省および経済産業省から「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について(以下、「一体的開示の取組支援」という)」が公表されている。

本稿では、一体的開示の取組支援のなかで、今後、一体的開示を行うおうとする企業が参考にできるものとして紹介されている2つの記載例の

特徴を確認したうえで、工数の削減や、投資家との建設的な対話の促進がより期待される記載例1について、詳しくみていくこととする。なお、本稿中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

記載例の特徴

(1) 記載例1

特徴は次の3点であり、有価証券報告書を基礎として一体的開示を行う際に参考になる開示例である。

- ・有価証券報告書の項目と項目順ページで事業報告等の記載内容を含む有価証券報告書(以下、「一体書

類」という)を作成する(株主総会提出の事業報告等としても、有価証券報告書としても、使用可能)。

・会社上の株主総会招集通知発定期限までに開示する。

・会社上の株主総会招集通知発定期限までに、一体書類のうち、有価証券報告書の一部事項の作業が完了できない場合は、株主総会前に当該一部事項を含まない書類を事業報告等として開示する。その後、有価証券報告書の全項目の記載内容を満たしたうえで、一体書類を有価証券報告書として開示することも考えられる。

試行的取組みを行った企業からは、「事業報告等と有価証券報告書の非財務情報の記載の共通化が前提として必要。その場合、一体書類のページ数は、既存の有価証券報告書のページ数とそれほど変わらない」、「株主総会招集通知発送前までの作業負担は増大するが、トータル工数は削減されるため、一連の開示作業を1か月前倒しで完了することができる」との意見があり、投資家からは、「株主総会前に一体書類が開示されることについて賛同する」との意見があった。